

# 修学支援新制度(給付奨学金)第Ⅳ区分の新設に関するQ&A

2024.4.11 時点 JASSO

## 1. 第Ⅳ区分全体

Q1-1. 奨学金について、中間層に支援が拡大されたと聞きました。どのような制度が始まったのですか。

A1-1. 国の給付奨学金と授業料等減免を合わせた支援「高等教育の修学支援新制度」では、これまでは住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(モデル世帯の年収 380 万円以下程度)が対象となっていました。令和6年度から、国の制度変更により、より所得の大きい世帯(モデル世帯の年収 600 万円以下程度)のうち多子世帯に属している人や私立大学等の理工農系の学科等に在籍している人に対しても支援を行うことができるようになりました。

Q1-2. 第Ⅳ区分とは何ですか。

A1-2. これまで給付奨学金や授業料等減免の対象としていた住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対する支援については、支援の額に応じ、支援の内容を「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」と分けて呼称しておりました。この度の制度の拡充を踏まえ、新たに制度の対象となる層に対しては、これまでの第Ⅰ～第Ⅲの区分と異なる「第Ⅳ区分」の支援を行うこととなります。

Q1-3. 第Ⅳ区分の支援の内容は何ですか。

A1-3. 第Ⅳ区分相当の家計基準を満たす人が多子世帯に属しているか、私立大学等の理工農系の学科等に在籍しているかによって支援の対象が異なります。多子世帯に属している場合、満額(住民税非課税世帯)の 1/4 の額の給付奨学金及び授業料減免の対象になります。多子世帯に属していないが理工農系の学科等に在籍している場合、給付奨学金は 0 円となるので支給はなく、授業料減免は満額の 1/3(私立大学及び私立高等専門学校)または 1/4(私立専修学校又は私立短期大学)の授業料等減免の対象になります。多子世帯に属しておらず、理工農系の学科等にも在籍していない人は、給付奨学金及び授業料減免の支援の対象になりません。

Q1-4. 家計基準以外の要件(学力など)は、今までの給付奨学金と同じですか。

A1-4. 家計基準以外の要件は、今までの給付奨学金と同じです。

Q1-5. 多子世帯に属していることが要件の一つとなっていますが、「多子世帯」とは何ですか。

A1-5. 本制度における「多子世帯」とは、以下の(1)と(2)のどちらか小さい方の数が3人以

上である世帯をいいます。また、「多子世帯に属している」とは、奨学金申込者(または奨学生)本人が「多子世帯」の要件を満たす生計維持者に扶養されていることをいいます。

(1)生計維持者の地方税法上の扶養親族(Q3-9参照)の数の合計

(2)奨学金申込者(または奨学生)が申告した、生計維持者の「子ども」(Q3-6参照)の数の合計

Q1-6. 私立大学等の理工農系の学科等に在籍していることが要件の一つとなっていますが、「理工農系」とは何ですか。

A1-6. 本制度における「理工農系」とは、文部科学省が高等教育の修学支援新制度に関するホームページ上で公表する「私立学校の理工農系学部・学科のリスト」に示される学科等をいいます。「理工農系の学科等に属している」とは、申込者(または奨学生)本人が、その学科等に在籍していることをいいます。

なお、国公立の大学等の学科等は、「理工農系」には該当しません(当該リストに含まれません)。

Q1-7. 「多子世帯」と「私立理工農系」のどちらにも当てはまる(属している)場合、支援はどうなりますか。

A1-7. 「多子世帯」と「私立理工農系」のどちらにも属している場合には、「多子世帯」の支援が優先されます。「私立理工農系」の支援はなされません。

Q1-8. 「多子世帯」や「私立理工農系」に属していれば、必ず採用されますか。他の基準はありますか。

A1-8. 「多子世帯」や「私立理工農系」に属している人が支援を受けるには、家計基準が第IV区分相当であることのほか、従来の給付奨学金と同様の学業要件などを満たす必要があります。このため、「多子世帯」や「私立理工農系」に属していても、必ず採用されるわけではありません。

Q1-9. 現在、第一種奨学金を受けています。第IV区分の支援を受ける場合、第一種奨学金は減額されますか。

A1-9. これまでの修学支援新制度と第一種奨学金を同時に受ける場合と同様、第IV区分の支援を受ける場合には、同時に受ける第一種奨学金の月額が調整されます(併給調整)。私立大学等の理工農系の学科等に在籍している場合で給付奨学金をは0円となるので支給がない場合であっても、授業料等減免を受ける場合には調整が発生します。

Q1-10. 世帯年収 600 万円以下が対象と聞きました。600 万円より世帯年収が高いと不採用になりますか。

A1-10. 「600 万円」等と示している年収はあくまで目安です。実際の選考は、税制等に基づき控除等された後の金額を用いますので、年収そのものが判定に使われることはありません。これにより、年収が 600 万円より少なくても採用されない場合がある一方で、600 万円以上であっても採用される場合があります。

なお、この目安はモデル世帯（両親片働き、高校生の申込者本人、中学生の4人世帯）を前提に算出したものです。

Q1-11. 採用される世帯年収の目安はいくらですか。

A1-11. 以下のページに主な世帯構成ごとの目安を示しています。より詳細な目安を確認されたい場合、進学資金シミュレーターをご覧ください。

#### 給付奨学金の家計基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

Q1-12. 世帯年収の要件を満たしていれば、「多子世帯」や「私立理工農系」に属していなくても第Ⅳ区分の支援を受けられますか。

A1-12. 第Ⅳ区分相当の家計基準を満たしていても、「多子世帯」又は「私立理工農系」に属していない場合、支援を受けることはできません。

Q1-13. 支援される額はどのくらいですか。

A1-13. 以下のページをご覧ください。

#### 給付奨学金の支給額

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>

Q1-14. 「第Ⅳ区分」「多子世帯」「私立理工農系」どれに該当するかわかりませんが、給付奨学金に申し込んだ方が良いですか。

A1-14. 第Ⅳ区分に該当するか不明な場合でも給付奨学金の申し込みは可能です。なお、「多子世帯」や「私立理工農系」に属していない場合であっても、従来の第Ⅰ～第Ⅲ区分相当（非課税世帯及びそれに準ずる世帯）に該当する可能性があります。

Q1-15. 現在給付奨学生で満額（又は満額の2分の1・満額の3分の1）の支援を受けています。「多子世帯」や「私立理工農系」に属している場合、今より支援の額は増えますか。

A1-15. 現在、第Ⅰ～第Ⅲ区分の支援を受けている場合、「多子世帯」や「私立理工農系」に属していても、支援の額は増えません。ただし、支援の区分は毎年10月に見直され、そこで第Ⅳ区分であると判定された場合には、「多子世帯」や「私立理工農系」に属している場合には支援を受けることができます。

Q1-16. この制度(第Ⅳ区分の新設)はどの学校でも利用できますか。

A1-16. これまでの「高等教育の修学支援新制度」と同様、文部科学省の公表している確認大学等に在籍する場合のみ支援の対象となります。

Q1-17. 以前、給付奨学金に申し込んだことがあり、家計の要件により不採用になりました。今回の要件に合致していると思うのですが、改めて申請する必要はありますか。

A1-17. お申込みいただいて不採用となった場合、改めて申請する必要があります。

## 2. 令和6年度対応

Q2-1. 私は令和5年度に申し込んだ予約採用が不採用でしたが、「多子世帯」(又は「私立理工農系」)に当てはまります。在学採用に申し込めば拡大された支援を受けられますか。

A2-1. 令和5年度に実施した、令和6年度大学等進学予定者向け予約採用では、「第Ⅳ区分」の判定を実施しておりません。このため、同予約採用で「不採用」となった方には、第Ⅳ区分相当である方も含まれていた可能性があります。そのような方は、進学後、改めて在学採用にお申込みいただくと、第Ⅳ区分として採用される可能性があります。なお、このような状況は、令和5年度に実施した令和6年度大学等進学予定者向け予約採用に限って生じます。令和6年度以降に実施する予約採用では、第Ⅳ区分相当である方は、採用候補者となり得ます。

Q2-2. 現在大学生で、給付奨学金を受けていましたが、今は対象外(停止)になっています。拡大された支援の要件に当てはまっていれば、私も支援を受けられますか。

A2-2. 令和6年3月現在で、停止となっている事由が家計基準であり、かつ、その家計が第Ⅳ区分相当である場合には、「多子世帯」や「私立理工農系」に属していれば、令和6年4月から支援の対象になります。

Q2-3. 現在対象外(停止)の状態第Ⅳ区分の支援を受けるには、何か手続きがありますか。

A2-3. 令和6年3月現在で、停止となっている事由が家計基準であり、かつ、その家計が第Ⅳ区分相当であり、「多子世帯」に属している場合、対象となり得る方に対しては、在籍している学校を經由してご連絡を差し上げ、「子ども」の数を申告していただきます。それ以外の場合、特に手続きは不要です。ただし、授業料等減免の手続きにつきましては、学校にご確認ください。

## 3. 多子世帯

Q3-1. 私は「多子世帯」に属していますか。

A3-1. あなたが「多子世帯」に属しているかどうかは、当機構が取得した税情報と、あなたが申告した生計維持者の「子ども」の数によって判定されます。判定が行われる前に、お電

話等でご照会いただいても「多子世帯」に属しているかどうかを回答することはできません。

Q3-2. 申告対象となる「子ども」の範囲を確認するため「多子世帯」に属しているか確認するにはどうしたらいいですか。

A3-2. 生計維持者2名(原則、申込者または奨学生本人の父母)のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属(※)である者」「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)」でない人が「子ども」の申告数となります。(生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。)

なお、住民税の扶養親族は、課税証明書やマイナポータルで確認してください。

※ 尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

Q3-3. 「多子世帯」の支援は、子どもの人数が多ければ多いほど支援額が増えたり、採用されやすくなったりしますか。

A3-3. 給付奨学金における「多子世帯」の支援にあたっては、扶養している「子ども」の数が3人以上であるかどうかをもって判定されるため、多ければ多いほど有利であるとか、支援の額が増えるといったことはありません。

Q3-4. 自分が「多子世帯」に属していると思われる場合、何か手続きはありますか。

A3-4.

(1)令和5年度以前から給付奨学生として採用されており、令和6年度以降に継続して支援を受ける者の場合

令和6年3月現在で、停止となっている事由が家計基準であり、かつ、その家計が第Ⅳ区分相当である場合であって、「多子世帯」の支援を受けることができる場合、対象となり得る方に対しては、在籍している学校を經由してご連絡を差し上げ、「子ども」の数を申告していただきます。

(2)令和6年度以降に新規に申し込む者の場合

給付奨学金の申込時に、「子ども」の数を申告していただきます。

(3)令和6年度10月以降に継続して支援を受ける者の場合

給付奨学金の手続きとして毎年実施する4月の「在籍報告」において、「子ども」の数を申告していただきます。

Q3-5. どのような方法で「多子世帯」に属していると判定されるのですか。

A3-5. 奨学金申込者の選考時や、奨学生の毎年10月の適格認定(家計)における支援区分の見直しの際に、機構が以下を確認することにより判定します。

- ・生計維持者及び本人の市町村民税の情報
- ・本人が申込時又は在籍報告時に申告した「子ども」の数

Q3-6. 「子ども」とは、具体的に何ですか。養子や、甥姪を預かっている場合なども「子ども」扱いになりますか。（「子ども」の定義は何ですか。）

「子ども」とは、以下の全ての基準に該当する方をいいます。

- (1) 生計維持者の地方税法上の扶養親族である。
- (2) 扶養されている生計維持者よりも年長でない。
- (3) 生計維持者の尊属でない。

このため、具体的には以下のような方が「子ども」に該当し得ます。

- ・生計維持者が扶養している、生計維持者の実子や養子である本人、本人のきょうだい
- ・生計維持者が扶養している、生計維持者の孫

以下のような方は「子ども」に該当しません。

- ・生計維持者が扶養している生計維持者の父母(本人から見た祖父母)
- ・生計維持者の実子であるが、扶養親族になっていない本人のきょうだい

Q3-7. なぜ「子ども」の数を申告しなければならないのですか。

A3-7. 機構では、「生計維持者の扶養親族が何人であるか」までを自ら取得できる情報のみを用いて把握することはできますが、「扶養親族のうち「子ども」が何人であるか」は、把握することができません。このため、多子世帯の判定を行うことを目的に、申込者(奨学生)の「子ども」の数を申告していただく必要があります。

Q3-8. 家計に関する基準が第Ⅳ区分相当ではありませんが、毎年「子ども」の数を申告する必要はあるのですか。

A3-8. 申告する必要があります。給付奨学生の支援区分は、毎年10月の適格認定(家計)で見直されます。この際、家計基準が第Ⅳ区分相当であった場合、申告された「子ども」の数に応じて多子世帯に属しているかどうかが判定されることになり、多子世帯に属していると判定された場合には、第Ⅳ区分相当の給付奨学金を受けられるようになります。多子世帯であると判定されなかった場合、給付奨学生としての資格は停止されます。

Q3-9. 扶養親族とは何ですか。

A3-9. ここでいう扶養親族とは、地方税法に定める市町村民税の扶養親族をいいます。生計維持者が誰かを扶養親族とするには、生計維持者が税制上の申告等(年末調整、確定申告、住民税申告)の手続きを行う必要があります。(手続きは、機構に対してではなく、年末調整の場合は勤務先、確定申告の場合は税務署、住民税申告の場合は市町村役場に対して行うこととなります。)

扶養親族は、各年度に課税される住民税において、その年度の前年の12月31日時点で判定されます。例えば、令和6年度(2024年度)住民税において扶養親族が判定されるのは、令和5年(2023年)12月31日です。

どなたを扶養親族とするかどうかは、税の制度内で行われるものであり、機構では判定

を行いません。機構に申告いただいても、扶養親族であるかどうかを変更することもできません。

扶養親族の詳しい定義は、国税庁ホームページをご覧ください。なお、所得税と市町村民税では扶養親族の定義は同じです。

No.1180 扶養控除(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>

Q3-10. 16歳未満の扶養親族には扶養控除が適用されませんが、「子ども」に含まれますか。

A3-10. 扶養控除が0円となる16歳未満の扶養親族であっても、「子ども」に含まれます。扶養控除の金額が生じているかどうかは、判定に関係しません。「扶養親族」である必要はありますが、「控除対象扶養親族」である必要はありません。

Q3-11. 生計維持者の配偶者を「子ども」に含むことはできますか。

A3-11. できません。

Q3-12. 健康保険の被扶養者となっている子がいますが、扶養親族になりますか。

A3-12. 健康保険など、税以外の定義による扶養は、ここでの扶養親族と関係しません。健康保険の被扶養者となっても、市町村民税の扶養親族となっていなければ、「子ども」に含めることはできません。

Q3-13. 尊属とは何ですか。

A3-13. 尊属とは、親族のうち、上の世代(父母・祖父母・曾祖父母…の世代の者)を指します。奨学金申込者(または奨学生)本人に両親がいれば、その両親は原則として生計維持者となりますが、その生計維持者の両親(本人からみた祖父母)は、本人や生計維持者の尊属にあたります。

Q3-14. 生徒・学生でない申込者のきょうだいは、「子ども」に含まれますか。「子ども」は、学生や生徒だけが当てはまるのですか。

A3-14. 学生であるか等にかかわらず、生計維持者の扶養親族となっているのであれば、「子ども」に含まれます。「扶養親族」「子ども」いずれの定義でも、学生であるかどうかは関係しません。

Q3-15. 申込者のきょうだいも確認大学等に在籍している学生です。申込者とそのきょうだいの両方とも、多子世帯の支援を受けられますか。

A3-15. 生計維持者が同じである限り、「子ども」の考え方は同様になるため、いずれの者も多子世帯の支援を受けられる可能性があります。ただし、支援の対象となるには、家計基

準において申込者又は奨学生本人の所得が加味されたり、多子世帯に属するかどうかの判定に際して本人が生計維持者に扶養されているかどうかも確認されたりすることから、必ずしも同じ結果になるとは限りません。

Q3-16. 社会人や無職のきょうだいは、「子ども」に含まれますか。

A3-16. 社会人のきょうだいであっても、生計維持者の扶養親族となっているのであれば、「子ども」に含まれます。無職であっても同様に、職業は関係しません。

Q3-17. 私の世帯では、最近3人目の子どもが生まれました。「多子世帯」に当てはまりますか。

A3-17. 「子ども」として数えるには、生計維持者の扶養親族である必要があります。最近生まれた子は、特定の時点(判定に用いる市町村民税情報の年度の前年の12月31日時点)の扶養親族として申告していない限り、「子ども」に含むことはできません。

Q3-18. 世帯の「子ども」に該当する者が増減した場合、どのように申告しますか。

A3-18. 給付奨学金の手続きとして毎年実施する4月の「在籍報告」において、「子ども」の数を申告していただきます。変更があった場合、この段階で申告してください。

Q3-19. 世帯の「子ども」に該当する者が増減した場合、申告後、いつから反映されますか。

A3-19. 「在籍報告」において子どもの数の増減を申告した場合、その次の10月の適格認定(家計)における支援区分の見直しにおいて、その「子ども」の数をういた「多子世帯」に該当するかどうかの判定が行われます。

Q3-20. 「扶養親族」「子ども」であるかどうかの情報に、一昨年前のものを使うことがあると聞きました。どうして最新のものではないのですか。

A3-20. 奨学金の審査のために用いる地方税情報は、申請等の時期に応じ、以下のような関係となっています。さらに、「扶養親族」の判定は、税情報の年度の前年の12月31日時点が基準となります。

(1) 予約採用: 申込を行う年度の情報(扶養親族は申込前年の12月31日時点)

(2) 春の在学採用(定期採用): 申込を行う前年度の情報(扶養親族は申込前々年の12月31日時点)

(3) 秋の在学採用(定期採用): 申込を行う年度の情報(扶養親族は申込前年の12月31日時点)

(4) 適格認定(家計) 判定を行う年度の情報(扶養親族は判定を行う前年の12月31日時点)

なお、「子ども」の数は扶養親族の数の内数ですので、扶養親族の判定と同じ時点の数を申告していただくことになります。

Q3-21. 私の世帯では、最近兄・姉が社会人になり扶養から外れました。現在「多子世帯」の支援を受けていますが、「多子世帯」ではなくなりますか。

A3-21. ある者が「子ども」であるかどうかは、生計維持者が特定の時点で扶養親族として  
いるかどうかにより変わります。例えば今年の4月に社会人になったきょうだいがいて、扶  
養から外れる見込みになったとしても、扶養親族に該当するかどうかはその前年の 12 月  
31 日時点の状況に基づき判定します。きょうだい为社会人となり扶養から外れた場合、機  
構がその状況がその情報が反映された地方税情報を確認できるのは翌年の 10 月の在籍  
報告時となります。

Q3-22. 私は「多子世帯」に属していましたが、両親が離婚し、私は父と、他のきょうだいは  
母と生計を共にすることになりました。引き続き「多子世帯」に該当しますか。

A3-22. 両親がいる場合、原則として両方が生計維持者となります。詳細は、「生計維持者  
に係るQ&A」をご覧ください。

なお、離婚により生計が全く別となった生計維持者がおり、その者がきょうだいを扶養し  
ていた場合にその者が生計維持者でなくなると、きょうだいは「生計維持者の扶養親族」で  
はなくなるため、「子ども」に該当しなくなります。このような場合には、「多子世帯」に属して  
いるかどうかの判定に影響が出ることがあります。

Q3-23. 現在「多子世帯」の支援を受けていますが、兄(姉)が近々就職をして扶養から外れ  
ると、子どもの数が2人になります。この場合、いつまで「多子世帯」の支援を受けられま  
すか。

A3-23. ある者が「子ども」であるかどうかは、生計維持者が特定の時点(判定に用いる市  
町村民税情報の年度の前年の 12 月 31 日時点)で扶養親族として  
いるかどうかにより変わ  
ります。例えばある年の4月に社会人になったきょうだいがいて、扶養から外れる見込みに  
なったとしても、その情報が反映されるのは、その年の次年の 10 月です。

Q3-24. 生計維持者が再婚し、再婚相手の連れ子も含めると子どもの数が3人以上になり  
ます。「多子世帯」に該当しますか。

A3-24. ある者が「子ども」であるかどうかは、生計維持者が特定の時点(判定に用いる市  
町村民税情報の年度の前年の 12 月 31 日時点)で扶養親族として  
いるかどうかにより変わ  
ります。再婚相手が生計維持者となった前の特定の時点で、その生計維持者が連れ子を  
扶養親族としており、奨学生本人が「子ども」の数に当該連れ子を含めていたのであれば、  
その連れ子は「子ども」に含まれます。

Q3-25. 子どもの数は3人以上ですが、生計維持者が海外に居住しているため、地方税法  
上の扶養親族ではありません。「多子世帯」に該当しますか。

A3-25. 生計維持者が国内に住所を有しないことにより市町村民税を課されていない場合、

機構に対して別途、その生計維持者の所得等を申告していただきます。その際に、その生計維持者は、扶養しているとみなせる者の申告を行うことができます。申込者(奨学生)が申告する「子ども」の数には、これにより申告された扶養しているとみなせる者を扶養親族の代わりに含めることができます。

Q3-26. 私の世帯には確かに子どもが3人以上いるのに、「多子世帯」に該当しないと判定されました。なぜですか。

A3-26. 「多子世帯」であるかどうかの判定に用いる「子ども」の定義は、実子や養子の定義とは異なります。例えば、生計維持者が扶養親族としていない者は、判定に用いる「子ども」に含めることができません。このため、実子の数が3人以上であっても、生計維持者の扶養親族としていなければ、「多子世帯」には該当しません。

Q3-27. 申込者自身だけで「扶養親族」や「子ども」の数を確認することはできますか。(「扶養親族」や「子ども」の数がわからないのですが、どうすればよいですか。)

A3-27. 申込者自身だけでは「扶養親族」や「子ども」の数を確認することは困難です。生計維持者に協力していただき、生計維持者の扶養親族の数及び「子ども」の数を確認してください。

Q3-28. 扶養親族の数を確認するのに、過去の資料を紛失してしまいました。過去の情報を確認する方法はありますか。

A3-28. 市町村の窓口(又は、自治体によってはコンビニ等でのサービス)で課税証明書を取り寄せていただくか(基本的に有料)、マイナポータルにより地方税情報を確認いただくことで確認することができます。

Q3-29. 申込者自身が扶養されていない場合はどのようになりますか。

A3-29. 申込者自身が生計維持者の扶養親族になっていない場合、「子ども」の数が3人以上であっても、「多子世帯」として判定されません。

Q3-30. 申込者には両親がおらず独立生計ですが、きょうだいがいます。「子ども」はどのように数えますか。

A3-30. 申込者自身が独立生計の場合、申込者自身が生計維持者の扶養親族となることのできないので、「多子世帯」として判定されません。

Q3-31. 申込者自身に3人の子がいます。多子世帯に該当しますか。

A3-31. 申込者自身に子がいる場合でも、生計維持者が扶養している者のうち「子ども」に該当する者の数により判定されます。(生計維持者が、申込者の子である孫も扶養している場合、「子ども」の数に含むことができます。)

また、申込者自身が生計維持者(独立生計)である場合、申込者自身が生計維持者の扶養親族となることができないので、「多子世帯」として判定されません。

Q3-32. 生計維持者が申込者の祖父母である場合、申込者自身は「子ども」に含まれますか。

A3-32. 生計維持者が申込者の祖父母等であっても、申込者を扶養親族としている場合、申込者自身は「子ども」に含まれます。

Q3-33. 非課税世帯であり、税の扶養親族の申告をしていませんが、不利になることはありますか。

A3-33. 住民税非課税世帯は、第Ⅰ区分の支援を受けることができます。第Ⅰ区分の支援は「子ども」の数によらず満額の支援を受けることができますので、この点においては税の扶養親族の申告をしていなくても不利になることはありません。

なお、収入や所得の増により非課税世帯でなくなった場合には、税の扶養親族の申告を行っていただくことで、後で「多子世帯」と判定される可能性があります。

Q3-34. 「多子世帯」に属していると判定されたものが、奨学金を受けている途中で「多子世帯」でなくなることはありますか。

A3-34. 奨学金の判定は、毎年10月の適格認定で見直されます。この際、家計基準が第Ⅳ区分相当でなくなったり、扶養親族の数や申告している「子ども」の数が3人未満になったり、本人が扶養親族でなくなったりした場合、「多子世帯」ではなくなることになります。

Q3-35. 世帯に3人の「子ども」に該当する者がいますが、うち1人が社会人になり、扶養から外れます。生計維持者の実の子の数は変わりませんが、「多子世帯」でなくなってしまうますか。

A3-35. ある者が「子ども」であるかどうかは、生計維持者が特定の時点(判定に用いる市町村民税情報の年度の前年の12月31日時点)で扶養親族としているかどうかにより変わります。例えばある年の4月に社会人になったきょうだいがいて、扶養から外れる見込みになったとしても、その情報が反映されるのは、その年の次年の10月です。

Q3-36. 第Ⅳ区分の「多子世帯」の支援を受けたあと、10月の支援区分の見直しにおいて、「子ども」の数として申告した数を変えておらず、かつ、収入も変わらず第Ⅳ区分相当であるにもかかわらず、「多子世帯に属している」と判定されませんでした。なぜですか。

A3-36. このような場合には、以下のような状況が考えられます。

- ・生計維持者の扶養親族の数が3人未満になった。
- ・申込者(奨学生)自身が扶養親族でなくなった。

Q3-37. きょうだいの中で「子ども」「多子世帯」の判定が異なることはありますか。

A3-37. 生計維持者が同じで、いずれのきょうだいも同じ生計維持者の扶養親族となっており、きょうだい間で同じ「子ども」の数を申告している場合、「子ども」「多子世帯」の判定は同じになります。

Q3-38. 扶養親族の申告をきちんとしていませんでした。過去に遡って申告することはできますか。

A3-38. 税務署や市町村役場にお問い合わせください。なお、これにより扶養親族の数が過去に遡って変更となることが決まった場合、奨学金相談センターまでお問い合わせください。  
電話：0570-666-301(ナビダイヤル)  
月曜～金曜：9時00分～20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

#### 4. 私立理工農系

Q4-1. 私の通っている学科(又は、進学予定の学科)が「私立理工農系」であるかは、どうすれば自分で確認できますか。

A4-1. 文部科学省のホームページ「私立学校の理工農系学部・学科のリスト」で、理工農系に該当する学科が公表されます。

Q4-2. 私の学校名が一覧にあれば、私は「私立理工農系」に属していることになりますか。

A4-2. 学校名のみならず、あなたの所属している学科等が掲載されているかどうかをご確認ください。

Q4-3. 自分が「私立理工農系」に属している場合、何か手続きはありますか。

A4-3. 手続きは不要です。学校が、あなたが「私立理工農系」に属していることを当機構に申告します。

Q4-4. 「私立理工農系」の支援を受けるには、機構と学校どちらに申し込みをすればよいですか。

A4-4. 機構には給付奨学金の申請が必要です。また、学校には授業料等減免の申請が必要です。なお、授業料等減免の申請は、給付奨学金の手続きの中で行える場合がありますので、在籍している学校にご確認ください。

Q4-5. 予約採用の申込みをしていますが、まだ「私立理工農系」の学校に進学するかどうか分かりません。予約採用で「私立理工農系」として第IV区分に採用されることはありますか。

A4-5. 令和7年度以降進学者向けに実施する予約採用(令和6年度から実施)においては、家計基準が第IV区分相当である者のうち、多子世帯に該当しない者であっても、一律に採

用候補者とします。これにより採用候補者となった場合、進学先が「私立理工農系」である場合に限って、進学届を提出することにより、進学後に給付奨学生として採用されます。家計基準が第Ⅳ区分相当で「多子世帯」でない場合で、かつ進学先が「私立理工農系」に属していない場合、採用候補者であったとしても、給付奨学生として採用されません。

Q4-6. 現在大学生で、給付奨学金を受けていましたが、今は対象外(停止)になっています。「私立理工農系」の学科に転科することになったのですが、拡大された支援を受けられますか。

A4-6. 家計基準が第Ⅳ区分相当で、多子世帯に該当せず、私立理工農系にも属していない者が、転科・転学等により新たに私立理工農系に在籍することになった場合、転科・転学先で「私立理工農系」の支援を受けることができます。該当するかは転科・転学先の学校にご確認ください。

Q4-7. 現在大学生で、「私立理工農系」の支援を受けています。「私立理工農系」でない学科に転科することになったのですが、継続して支援を受けられますか。

A4-7. 家計基準が第Ⅳ区分相当で、多子世帯に該当せず、私立理工農系にも属している者が、転科・転学等により新たに私立理工農系でない学科等に在籍することになった場合、転科・転学先ではそのまま支援を受けることができません。該当するかは転科・転学先の学校にご確認ください。

Q4-8. 第Ⅳ区分の「私立理工農系」に属するのに、給付奨学金がもらえないのはなぜですか。

A4-8. 第Ⅳ区分の支援のうち「私立理工農系」の支援の趣旨は、私立学校において、「理工農系」に該当する学科等とそうでない学科等の間で授業料に差異があり、一般的に「理工農系」のほうが授業料が高額となっているため、それに対する支援として設けられたものと聞き及んでおります。これにより、給付奨学金ではなく授業料等減免により支援が行われるものです。

Q4-9. 第Ⅳ区分の「私立理工農系」の支援は給付奨学金は貰えないのに、第一種奨学金が併給調整されるのはどうしてですか。

A4-9. 現行の修学支援新制度においても、第一種奨学金をあわせて受けている場合の併給調整は、給付奨学金と授業料等減免の両方の金額の合計に応じて行われます。拡充後の第Ⅳ区分の支援のうち「私立理工農系」においては授業料等減免しか実施されませんが、このような考え方にに基づき、授業料等減免のみであっても第一種奨学金との併給が調整されることになります。

## 5. その他

Q5-1. 「給付奨学金シミュレーション」での結果は「第IV区分の支援」となりました。給付奨学金を申し込んだら、必ず第IV区分の支援を受けられますか。

A5-1. 「給付奨学金シミュレーション」は、あくまで自己申告に基づき入力された結果により判定を行うものです。実際の選考では税情報等を用いて審査が行われますので、シミュレーションで支援の内容が示されたからといって、必ず採用されるものではありません。逆に、シミュレーションで支援の対象外であると示されても、実際の選考では採用される可能性があります。